

手形行為の無権代理人の責任

来住野 究

1. はじめに

代理人と称する者が代理方式により手形行為をしても、実際に代理権を有しなければ、表見代理が成立しない限り、本人に手形債務は帰属しない。ただし、無権代理の場合は、本人が追認の意思表示をすれば⁽¹⁾、行為時に遡って代理行為は本人に対して効力を生ずることになる（民113条1項・116条）。本人の追認を得られない場合、民法の原則によれば、代理行為の相手方が代理権の不存在につき善意・無過失であれば、無権代理人は相手方の選択により履行または損害賠償の責任を負う（民117条）のに対して、手形法8条1文（手77条2項・小11条）は、無権代理人が手形上の責任を負うものとして、履行責任に一本化している。これは、手形債権は抽象的な金銭債権であるため、債務者の個性が重視されないし、通常手形債務が履行されたほうが手形取得者の期待にも沿うからである。また、手形取得者の選択により手形債務が発生したりしなかったりすると、手形上の権利が不安定になり、手形取引の安全を害するからである⁽²⁾。このように、手形法8条は民法117条を手形法的に特殊化したものである。そして、手形法8条に基づく無権代理人の責任の法的性質については、無権代理人の自らの意思に基づく責任ではなく、無権代理人が本人が手形債務を負担するかのような表示をしたことに対する法定の担保責任であると解されている（最判昭和49年6月28日民集28巻5号655頁）。

無権代理人の責任は、代理権があったならば本人が負担したであろうと同一

手形行為の無権代理人の責任

の責任である。すなわち、約束手形の振出が無権代理であれば、無権代理人は振出人としての責任を負い、裏書が無権代理であれば、無権代理人は裏書人としての遡求義務を負う。そして、無権代理人は、本人が手形の所持人に対して主張しうる抗弁を援用することができる。

無権代理人が責任を履行した場合、すなわち手形所持人に対して手形金を支払った場合、それにより本人が有すべき権利を取得する（手8条2文）。すなわち、無権代理人が約束手形を裏書譲渡したことにより、無権代理人が手形法8条に基づき遡求義務を履行すれば、その前者である裏書人に対する再遡求権または振出人に対する権利を取得する⁽³⁾。ただし、無権代理人が責任を履行したことにより取得した権利を前者に対して行使した場合、請求を受けた者は本人に対する抗弁をもって無権代理人に対抗することができる。

本稿では、手形行為の無権代理人の責任をめぐるいくつかの問題について考察する。

2. 無権代理人の責任と相手方の悪意

手形法8条は、民法117条と異なり、相手方の善意・悪意または過失の有無を問題としていないため、相手方が無権代理であることを知っていた場合、または過失により知らなかった場合、無権代理人は手形法8条に基づく責任を負うかが問題となる。

この点につき、手形の偽造に関する判例ではあるが、最判昭和55年9月5日民集34卷5号667頁は、手形法8条の趣旨は、「善意の手形所持人を保護し、取引の安全に資するためにほかならないものであるから、手形が偽造されたものであることを知ってこれを取得した所持人に対しては、手形法8条の規定を類推適用する余地なく、手形偽造者は、右所持人に対して手形上の責任を負わないものと解するのが相当である」と判示し、手形法8条の無権代理人の責任は善意の取得者に対する関係でしか成立しないと解するようである。

手形行為の無権代理人の責任

学説上も、無権代理人が責任を負うためには、相手方は善意であることを要するが、過失の有無を問わないと説明されることが多い。しかし、相手方が悪意であった場合、本人はもとより無権代理人も責任を負わないことになるから、転得者の利益（手形の流通）が害され、それでは手形法8条の意義は大幅に減殺される。したがって、手形法8条が民法117条2項のような規定をあえて設けなかった以上、手形行為の無権代理においては同項の適用はなく、無権代理人は常に責任を負い、無権代理人に対する手形債権は手形に表章されるのであって、無権代理人が悪意の相手方に対して手形金の支払を拒絶できる根拠は一般条項に求めざるをえない。すなわち、悪意の相手方による権利行使を保護する必要はないから、無権代理人は一般悪意の抗弁をもって対抗できることになる⁽⁴⁾。しかし、無権代理人と相手方との間の衡平を図る民法117条2項の適用を否定して無権代理人は一律に責任を負うとする一方、改めて悪意の相手方との関係で修正するのは論理矛盾の印象を否めない。

思うに、そもそも手形は署名者の信用をよりどころとして流通する。裏書人は、反対の文言がない限り、担保責任（遡求義務）を負うが（手15条1項）、反対に、手形の譲渡人であっても、裏書人として署名しなければ、担保責任を負わない。この裏書人の担保責任は、意思効果ではなく、手形に裏書人として署名したことに基づく法定効果であると解される。また、先行する手形行為が実質的な瑕疵により無効または取り消された場合、後続する手形行為も本来無効となるべきところ、手形行為独立の原則により、署名者は手形債務負担を免れない（手7条）のも、署名者は自ら署名して手形関係に参加することにより手形取得者に対していわば信用を供与しているからであると考えられる。そうであれば、無権代理人の責任も、代理人として署名したことにに基づく法定効果と解するのが整合的ではなかろうか⁽⁵⁾。すなわち、本来手形は本人の信用をよりどころとして流通すべきところ、転得者は顕名が代理権に基づいてなされたものかを必ずしも確認できないから、代理権の存在を担保する者として、代理人

手形行為の無権代理人の責任

を責任主体とすることにより、手形の信用を強化しているものと解される⁽⁶⁾。したがって、無権代理人は、相手方の善意・悪意を問わず責任を負うと解すべきである⁽⁷⁾。

しかし、悪意の相手方が無権代理人に対して手形金を請求できるのは不当ではないかという疑問が生ずる。この場合、原因関係上の法律行為が存在せず、または原因関係上の法律行為も無権代理であって相手方が悪意もしくは過失であれば、原因関係の不存在・無権代理を人的抗弁として主張して手形金の支払を拒むことができる。一方、原因関係が有効に存在すれば、悪意の相手方が無権代理人から手形金の支払を受けても、不当利得にはならない⁽⁸⁾。また、有効な原因関係の決済のために、代理人も相手方も後日本人の追認が受けられることを期待して勇み足で手形行為をしたような場合には、無権代理人に責任を負わせても特に不当とはいえないであろう。裏書が無権代理であった場合には、無権代理人が悪意の相手方に対して遡求義務を履行しても、無権代理人は裏書人として前者に対する再遡求または振出人・引受人に対する請求をすることができるから（手8条3文）、無権代理人の利益を害することにもならない。

ところで、無権代理とは本人は実在するが代理権を欠く場合であって、手形に表示された本人が実在しない場合は、そもそも代理関係自体が成り立ちはしないが、手形法8条の趣旨を上述のように解すれば、手形に表示された本人が実在しない場合でも、代理人として署名した者は手形上の責任を負うという結論を無理なく導き出せるであろう。判例も、実在しない株式会社の代表取締役として約束手形を振り出した者に対して、手形法8条の類推適用により、振出人としての責任を負うものとしている（最判昭和38年11月19日民集17巻11号1401頁）。

3. 表見代理の成立と無権代理人の責任

表見代理の成立により本人が責任を負う場合、無権代理人は責任を免れるかが問題となる。

この点につき、判例（最判昭和33年6月17日民集12巻10号1532頁）・通説⁽⁹⁾は、無権代理人の責任は表見代理の成立とは関係なく発生し、手形の所持人は本人と無権代理人のいずれを選択して責任を追及してもよく、無権代理人は表見代理の成立を主張して責任を免れることはできないと解している。その理由としては、次のような点が挙げられる。①表見代理により本人が責任を負う根拠と無権代理人が責任を負う根拠は別個のものである。②表見代理は相手方を保護する制度であり、手形の所持人が表見代理の成立を立証して本人の責任を追及するか否かは自由である。③自ら代理権なしに代理行為をしておきながら、たまたま表見代理を成立せしめる事情があったからといって、無権代理人が責任を免れることは不当である。④無権代理行為の相手方（手形の所持人）が表見代理の成立を立証して本人の責任を追及することは必ずしも容易ではなく、有権代理の場合よりも不利な立場に立つから、無権代理人の責任追及を選択する余地を残しておく必要がある。

これに対して、無権代理人の責任は本人が責任を負わない場合に相手方を救済する担保責任であるから、本人が責任を負わないからこそ無権代理人は責任を負うと解する見解もある⁽¹⁰⁾。その理由としては、次のような点が挙げられる。①代理行為の相手方（手形取得者）としては、その効果が本人に帰属すること（本人が手形債務を負担すること）を期待していたのであるから、表見代理が成立する場合には相手方の意思通りの法律効果が発生するにすぎず、相手方の信頼は何ら裏切られることはない。②本人の無資力により本人から手形金の回収を困難なときに、たまたま無権代理人に資力があるからといって、無権代理人の

手形行為の無権代理人の責任

責任を追及できるとするのは都合がよすぎる。手形の流通保護という要請は、無権代理人の責任によって所持人の債権実現の可能性を強化するという点にまで及ぶのか⁽¹¹⁾。

この問題は必ずしも手形法に固有の問題ではなく、民法上の表見代理と無権代理人の責任の関係にも同様にあてはまるものである。この点につき、民法上のかつての通説は、無権代理人の責任は表見代理が成立しない場合に限って発生するものであると解していた⁽¹²⁾が、最近では、表見代理は相手方保護のための特別な制度であり、追認のように代理権の欠缺を治癒するものではないことを理由として、表見代理による本人の責任と無権代理人の責任の併存を認める見解が判例（最判昭和62年7月7日民集41巻5号1133頁）・通説⁽¹³⁾となっている。

この問題は、無権代理人の責任は相手方保護のための補充的責任か、無権代理行為をしたことに対する制裁的責任かという形で整理されることがある⁽¹⁴⁾。しかし、手形上の責任に一本化されている手形法8条の責任については、これを制裁的責任と位置づけることは必ずしも適當ではなく、むしろその根拠は手形の信用を強化して手形流通の安全を図ることに求められるべきである。手形行為の無権代理人の責任を代理人として手形に署名したに基づく法定の担保責任と捉えれば、代理権が存在しない以上、表見代理の成否とは無関係に責任を負うことになる。したがって、手形取得者は、表見代理に基づく本人の責任と無権代理に基づく代理人の責任を選択して追及することができる。また、手形取得者が代理人の資力を信用することも不当ではない。これは、手形に表示された本人が実在しない場合でも、代理人として署名した者は手形上の責任を負うと解されることからも裏付けられる。なぜなら、本人が実在しなければ、手形取得者が本人の資力を信用することはありえないが、そのような手形取得者も手形法8条によって保護されるのは、代理人に対する信用も保護に値すると考えられるからである。

4. 越権代理における本人と無権代理人の責任

手形行為につき代理権を与えられた者が、その権限を越えて手形行為をした場合、権限を越えた部分につき無権代理が生ずることになる。この場合につき、手形法8条3文は、代理人は無権代理人として手形上の責任を負うとしているが、本人と代理人はそれぞれいかなる責任を負うかが問題となる。

例えば、100万円までの約束手形を振り出す権限を与えられていた代理人が150万円の手形を振り出した場合、次の3つの見解がありうる。①本人は代理権を与えた100万円につき責任を負い、代理人は代理権を超える部分すなわち50万円につき責任を負う⁽¹⁵⁾。②本人は代理権を与えた100万円につき責任を負い、代理人は150万円全額につき責任を負う。③代理人は150万円につき責任を負うが、本人は責任を負わない⁽¹⁶⁾。

①の見解によれば、手形の所持人は本人と代理人の双方に対してそれぞれ手形金額の一部ずつを請求しなければならず、権利行使が煩雑となる。また、手形法8条に基づく無権代理人の責任は、代理権があれば本人が負担したであろうと同一の責任であるから、代理人は150万円全額につき責任を負うと解すべきである。ジュネーブ手形法統一会議においても、上記3説について議論され⁽¹⁷⁾、本人の責任の範囲については意見がまとまらなかつたが、無権代理人に手形金額全額につき責任を負わせることについては決着した⁽¹⁸⁾ため、これをもって手形法8条の趣旨と評価すべきである。そして、本人は代理権を授与した範囲で責任を免れるべきではないとして、②の見解が通説となっている。

しかし、100万円の代理権の存在を理由として本人に手形上の責任を負わせるのであれば、代理人もその代理権の存在を主張して100万円について責任を免れると解さなければ、整合性を欠くであろう。また、本人の責任は意思効果と思われるが、本人は代理人に対して100万円までの手形を振り出す権限を与

手形行為の無権代理人の責任

えていたとはいえるが、それは手形外の事情であり、100万円という金額が手形に表示されていない以上、手形の文言証券性に鑑みれば、本人に100万円の責任を負わせる根拠はないといわざるをえない⁽¹⁹⁾。すなわち、手形に記載された金額に対応する代理権が存在しない以上、越権代理であったということは問題とならず、純粹な無権代理の場合と異なるところはない。手形法8条3文もその点を明らかにしたものと解すべきである。実質的な利益衡量としても、表見代理（民110条）が成立すれば、手形取得者は本人に150万円の手形金の支払を請求できるところ、表見代理が成立しない場合には、相手方が越権代理につき悪意または過失があったということであるし、相手方は本人に対して原因関係上の債権行使することはできるのであるから、手形の文言証券性を歪めてまで、本人に手形上の責任を負わせて相手方を保護する必要はない。

5. 偽造者に対する手形法8条類推適用の可否

手形の偽造とは、権限のない者が代行方式で他人名義の不真正の署名をし、あたかもその他人が手形行為をしたかのような外観を作り出すことをいう⁽²⁰⁾。

かつては、偽造者は手形上に自己の署名をしたわけではないから、「署名なければ責任なし」という手形法の原則に基づき、偽造者が手形上の責任を負うことではなく、不法行為に基づく損害賠償責任を負うにすぎないと解されており、現在でもこの見解は根強く支持されている⁽²¹⁾。手形に署名していない偽造者に手形上の責任を負わせることは手形の文言証券性に反するし、第三者が偽造者の署名を信頼することもありえないことがその根拠とされる。しかし、無権代理人が手形法8条により手形上の責任を負う一方で、偽造者は手形上の責任を負わないと解することは均衡を欠くとして、手形法8条の類推適用により、偽造者も手形上の責任を負うと解されるようになった。これが判例（最判昭和49年6月28日民集28巻5号655頁）・多数説⁽²²⁾となっている⁽²³⁾。すなわち、偽造

手形行為の無権代理人の責任

の場合も、無権限者があたかも名義人本人が手形上の責任を負うかのように表示する点においては、無権代理の場合と異なるところはなく、むしろ直接的に本人の署名を作出したのであるから、偽造者にも無権代理人と同様の手形上の責任を負わせてしかるべきであると解するのである。ただし、偽造者が手形上の責任を負うのは、取得者が偽造手形であることにつき善意である場合に限られる（前掲最判昭和55年9月5日）⁽²⁴⁾。

私見によれば、手形法8条の責任は代理人として署名したことに基づく法定の担保責任と解されるため、代理人としての署名のない偽造の場合にはその適用はありえないことになるが、自らの署名のない偽造者に手形法8条の責任を負わせるためにはどのような理論構成が可能か、またそもそも偽造者に手形上の責任を負わせることが実質的に妥当なのかについてさらに検討する必要がある。

まず、偽造者に手形法8条の責任を認める理論的可能性について検討しよう。

手形の文言証券性との関係については、手形の文言証券性は手形取引の安全のために認められたものであるから、偽造者が手形上の責任を免れるために手形の文言証券性が利用されることは、手形の文言証券性を認めた趣旨に反する⁽²⁵⁾とか、文言証券性は手形債務の内容に関するものであって、手形債務者の決定とは無関係である⁽²⁶⁾と主張される。しかし、手形の文言証券性は、単に政策的に手形取引の安全を図るものではなく、手形債務者及び手形債務の内容は手形上の文言のみによって確定するということを意味するはずである⁽²⁷⁾。また、手形債務者の確定は文言証券性の問題ではないとしても、手形の高度の流通性に鑑みれば、手形債務者は手形面上で確定しなくてもよいということにはならない。とすれば、手形債務者確定の根拠は手形の要式証券性に求められる。すなわち、代理の方式によらない限り、法律行為をした者のみがその法律効果の帰属主体となるところ、手形行為においては署名をその方式上の要素とする以上、自己の署名をした者が手形行為者であり、手形上の権利義務の帰属主体である。したがって、自己の署名をしていない者は手形債務者とはならないと

解するほかはない。

これに対して、手形法 8 条における「署名」とは形式的な署名ではなく、実質的に代理人として手形行為をしたことを意味すると解する見解がある。すなわち、代理人が直接本人名義の署名をした場合、代理人が自らの意思で手形を作成している以上、代理行為にはかならないのであって、このように代理権を与えられた者が代行方式によって本人に効果を生ぜしめる代理行為を行うことができるとすれば、代理権なくしてなされた本人名義の行為（偽造）もまた無権代理行為にはかならないと解され、この見解によれば、手形法 8 条は代理人として行為したことに基づく担保責任であり、偽造者にも同条が直接適用されることになる⁽²⁸⁾。なるほど、手形法において「署名をする」とは「手形行為をする」ことを意味し、偽造者は自ら手形上の記載文言を通じた意思表示をしている点に着目すれば、実質的には無権代理人として手形行為をしていることになる。しかし、手形行為は署名を方式上の要素とするから、代理人として署名した無権代理人については手形行為が存在するのに対して、偽造の場合、偽造者は自らの署名をしていない以上、偽造者による手形行為は存在しない。すなわち、偽造者が手形上の責任を負うとしても、それは手形行為の効果ではない。白地式裏書を受けた者が手形の交付のみによって手形を譲渡する場合のように、手形行為によらずに手形上の法律関係の変動を生ずることはあるが、手形上の債務は、それが意思効果であれ法定効果であれ、手形行為の効果として構成されなければならないはずであって⁽²⁹⁾、そうでなければ手形行為概念の存在意義は大きく減殺されるであろう。したがって、署名によって手形上に表示されていない者には、手形上の責任を負わせる基礎はないものといわざるをえない。

次に、偽造者に手形上の責任を負わせるべき実質的な理由があるかについて検討しよう。

そもそも手形は署名者の信用をよりどころとして流通するが、署名の名義人と実際の署名者の同一性や実際の署名者の権限の有無は手形外の事情である以

手形行為の無権代理人の責任

上、偽造のリスクは手形取得者が負担せざるをえない。偽造者の手形上の責任を認める見解は、偽造のリスクを手形取得者に負わせるべきでないという価値判断を前提とするが、転々と流通することが予定される手形において、「もし署名が偽造であったら、手形面上には表示されていない偽造を探し出して、その手形上の責任を追及すればよい」という手形取得者の期待が手形法上保護に値するものとして想定されているとは思えない。また、他の署名者がいれば、手形行為独立の原則により、手形金の支払は他の署名者によって担保される。したがって、手形流通を保護するために偽造者に手形上の責任を負わせるべき必要は乏しい。偽造者に手形上の責任を負わせることにより保護されるべき者は、偽造された手形行為の直接の相手方にはほぼ限られることになろう。偽造者にも手形法 8 条を類推適用すれば、相手方が過失により偽造の署名であることを知らなかつた場合でも、相手方は偽造者の手形上の責任を追及できることになるが、これは過保護ではなかろうか。むしろ、偽造者の不法行為に基づく損害賠償責任によって処理するほうが、損害の認定や過失相殺等により、具体的に妥当な解決が図れるはずである⁽³⁰⁾。偽造者が被偽造者の被用者（従業員）であった場合には、使用者である被偽造者に使用者責任（民 715 条）が生ずる可能性があり、判例でも、会社の経理課長や手形用紙と印鑑の保管を任せられた従業員が手形を偽造した場合等につき使用者責任が認められているが（最判昭和 32 年 7 月 16 日民集 11 卷 7 号 1254 頁、最判昭和 36 年 6 月 9 日民集 15 卷 6 号 1546 頁など）、偽造者に手形上の責任が生ずるとすれば、手形の所持人は偽造者の損害賠償責任を追及できなくなるから、被偽造者の使用者責任も追及できなくなるのではなかろうか⁽³¹⁾。手形の所持人が偽造者に対して手形上の責任と損害賠償責任とを選択的に追及できるとすれば、民法 117 条の特則としての手形法 8 条の趣旨に反する⁽³²⁾。また、偽造者に手形法 8 条に基づく責任を負わせると、裏書が偽造であった場合には、責任を履行した偽造者も振出人その他の前者に請求（再遡求）することができる⁽³³⁾が、その際偽造の事実の証明はいかにすべ

手形行為の無権代理人の責任

きなのか、振出人の支払免責はどうなるのかといった困難な問題を生じ⁽³⁴⁾、必ずしも妥当な解決にならないと思われる。

したがって、偽造者は不法行為責任を負うにすぎず、手形法8条に基づく無権代理人としての責任は負わないと解すべきである。

6. おわりに

以上に述べてきた私見は、手形の文言証券性や「署名なければ責任なし」といった原則にできるだけ忠実に解釈し、手形上の法律関係を客観的に明確化することこそが手形流通の促進・手形取引の安全に寄与し、手形外の事情に基づく手形関係者の具体的な利害調整は不当利得・不法行為等の問題として処理することが手形法の理念に適合しているという信念に基づくものである。これに対して、判例・学説は、手形関係者の具体的な利害調整はできるだけ手形上の法律関係に反映させる傾向にある。手形法8条の解釈についても、「無権代理であることにつき悪意である手形取得者は保護する必要がない」、「越権代理において本人は授権した範囲内の責任まで免れるのは不当である」、「手形偽造者に対して損害賠償責任追及という迂遠な方法よりも手形上の責任の追及を認めるほうが手形取引の安全に資する」といった法感情が大きく影響している。そこには、手形法の役割にどこまで期待するかについて根本的な価値観の相違があるといわざるをえない。特に偽造者の手形上の責任については肯定説と否定説の隔たりは大きく、議論は平行線をたどりそうである。

注

- (1) 追認の意思表示の相手方については、代理行為の直接の相手方のみならず、現在の所持人に対してもなしうるとするのが判例（大判昭和7年7月9日民集11巻1604頁・大判昭和8年9月28日民集12巻2362頁）・通説である。
- (2) 弥永真生『リーガルマインド手形法・小切手法〔第2版補訂2版〕』（2007年・

手形行為の無権代理人の責任

有斐閣) 89 頁。

- (3) 手形法 8 条 2 文について、無権代理人が第三者に手形を譲渡した際に取得した対価を自ら手中に収めた場合には、無権代理人は手形の盗取的な地位にあるから、手形上の権利を取得させるべきではないと批判される（前田庸『手形法・小切手法入門』(1983 年・有斐閣) 93 頁、後藤紀一「手形の偽造と無権代理の関係」岡山商大論叢 8 卷 1 号 (1972 年) 20 頁、稲田俊信『手形法・小切手法講義〔新版〕』(2000 年・有信堂) 129 頁など）。しかし、この場合は無権代理人が前者に対する手形上の権利を有すること自体が本人に対する関係で不当利得となるから、本人が無権代理人に対して手形の返還を請求できることに変わりはなく、手形法 8 条 2 文の適用を制限する必要はなかろう。
- (4) 服部栄三「手形行為の代理」鈴木竹雄=大隅健一郎編『手形法・小切手法講座 1 総論』(1964 年・有斐閣) 175 頁、平出慶道『手形法小切手法』(1990 年・有斐閣) 193 頁、弥永・前掲注(2)89 頁、早川徹『基本講義手形・小切手法』(2007 年・新世社) 76 頁など。
- (5) 竹田省『手形法・小切手法』(1955 年・有斐閣) 27 頁、服部・前掲注(4)173 頁、石井照久=鴻常夫増補『手形法小切手法』(1975 年・勁草書房) 98 頁、倉沢康一郎ほか『分析と展開商法 II [手形・小切手法]』(1985 年・弘文堂) 106 頁〔奥島孝康執筆〕も、無権代理人の責任の基礎を代理人として署名したことに求める。この点につき、前田庸「無権代理および権限濫用」河本一郎ほか編『現代手形小切手法講座第 2 卷』(2000 年・成文堂) 190 頁は、「無権代理人の責任は本人から追認を得られなかった場合には自分が代って手形金を支払う旨の意思表示の効果と構成することができるのではなかろうか」と述べるが、かかる意思が手形上の文言に表示されていない以上、手形の文言証券性に鑑みれば、無権代理人の責任を意思効果と解することはできない。
- (6) 無権代理人の責任は、本人の追認拒絶を停止条件として生ずるのか（薬師寺志光=本間喜一「新手形法註解」法学志林 37 卷 (1935 年) 1125 頁〔薬師寺執筆〕、伊澤孝平『手形法・小切手法』(1949 年・有斐閣) 146 頁)、本人の追認を解除条件とし、追認があれば無権代理人の責任は遡って消滅するのか(竹田・前掲注(5) 28 頁、三淵乾太郎「判解」金融法務事情 187 号 (1958 年) 12 頁、納富義光『手形法・小切手法論』(1982 年・有斐閣) 127 頁、平出・前掲注(4)192 頁など) という問題もあるが、手形法 8 条の趣旨をこのように解せば、後者のように解すべきことになる。
- (7) 納富・前掲注(6)126 頁。ただし、無権代理人が制限能力者である場合には、責任を負わないと解すべきである。署名者が行為能力者であるかは手形面上からはわからない一方、民法に基づいて制限能力者の保護を図る必要がある以上、無権代理人が制限能力者であることのリスクは手形取得者が負担せざるをえない。

手形行為の無権代理人の責任

- (8) ほぼ同旨、庄子良男「手形偽造者の手形上の責任」千葉大学法学論集3巻1号(1988年)19頁。
- (9) 薬師寺=本間・前掲注(6)1126頁〔薬師寺執筆〕、大橋光雄「手形行為の無権代理人の責任」民商法雑誌2巻2号(1935年)22~23頁、伊澤・前掲注(6)146頁、大隅健一郎「判批」法学論叢63巻3号(1957年)106~107頁、上田宏「判批」商事法務研究136号(1959年)9~10頁、浜田一男「判批」民商法雑誌40巻2号(1959年)75頁、納富・前掲注(6)124~125頁、平出・前掲注(4)192頁、鈴木竹雄=前田庸補訂『手形法・小切手法〔新版〕』(1992年・有斐閣)165頁など。長谷川雄一『手形抗弁の研究〔改訂版〕』(1984年・成文堂)321~327頁は、表見代理が成立する場合でも無権代理人は手形上の責任を免れず、本人は手形外で表見代理に基づく民法上の責任を負い、両者の責任は重疊的になると解する。
- (10) 矢部克己「手形行為の無権代理に就て」経済法律論叢(専修大学)6巻1号(1935年)21~22頁、竹田・前掲注(5)29頁、並木俊守「判批」判例評論15号(1958年)19~20頁。
- (11) 倉沢康一郎「判批」「手形法の判例と論理」(1981年・成文堂)54頁、宮島司『やさしい手形法・小切手法〔第2版〕』(2003年・法学書院)56頁。
- (12) 我妻栄『新訂民法総則』(1965年・岩波書店)381頁、川島武宜『民法総則』(1965年・有斐閣)401頁、於保不二雄編『注釈民法(4)』(1967年・有斐閣)205頁〔中川淳執筆〕、松坂佐一『民法提要・総則〔第3版増訂〕』(1982年・有斐閣)290頁など。
- (13) 於保不二雄『民法総則講義』(1951年・有信堂、復刻版・1996年・新青出版)240頁、星野英一『民法概論I』(1971年・良書普及会)221頁、幾代通『民法総則〔第2版〕』(1984年・青林書院)404頁、加藤雅信『民法総則〔第2版〕』(2005年・有斐閣)345~346頁、潮見佳男『民法総則講義』(2005年・有斐閣)369頁、近江幸治『民法講義I 民法総則〔第6版〕』(2008年・成文堂)289頁、四宮和夫=能見善久『民法総則〔第8版〕』(2010年・弘文堂)324頁、平野裕之『民法総則〔第3版〕』(2011年・日本評論社)450頁、石田穣『民法総則』(2014年・信山社)875~876頁など。
- (14) 倉沢・前掲注(11)64頁。
- (15) 薬師寺=本間・前掲注(6)1231~1234頁〔薬師寺執筆〕、竹田・前掲注(5)30頁、小橋一郎『手形法・小切手法』(1995年・成文堂)83頁。
- (16) 矢部・前掲注(10)27~28頁、須賀喜三郎『手形法原論』(1935年・巖松堂書店)18頁、津田利治『手形法(総論)』(1943年・金文堂書店)62頁、手塚尚男『手形法・小切手法2』(1998年・中央経済社)62~67頁。齋藤直一「新手形法の解説(1)」法律時報4巻8号(1933年)11頁も、本人が代理権の範囲内で責任を負うことには疑問を呈する。
- (17) ジュネーブ会議では、オーストリア代表が①の見解を主張し、ユーゴスラヴィ

手形行為の無権代理人の責任

- ア代表が②の見解を主張し、イタリア代表が③の見解を主張した。
- (18) 本田等「手形法の統一と新手形法」司法研究第19輯報告書集7(1935年)46頁、齋藤・前掲注(16)10~11頁、矢部・前掲注(10)27頁、大橋光雄『新統一手形法論上巻』(1932年・有斐閣)169頁。
- (19) 手形が変造された場合の手形上の責任が援用されることもあるが(石井=鴻・前掲注(5)100頁)、変造の場合には、変造前の手形金額につき有効な手形行為が存在するのに対して、越権代理の場合には、代理権を与えた手形金額に関する本人の手形行為は存在しない。
- (20) かつての判例(前掲大判昭和8年9月28日)は、無権限者が代行方式で手形行為をした場合につき、本人のためにする意思があれば無権代理、なければ偽造と解していた。これは、無権限者による代行方式の手形行為であっても、本人のためにする意思があれば、代理の一方式と捉えることによって、無権代理や表見代理の規定を適用する余地を認めることができると考えられたためである。しかし、転々と流通する手形の性質に鑑みれば、無権代理と偽造の区別は、本人のためにする意思の存否という手形外の主観的事情によって決すべきではなく、手形上の記載によって判断すべきである。したがって、手形の文言証券性に鑑みれば、手形上代理関係の表示も代理人の署名もない以上、これを代理の一方式と捉えることには無理がある。そこで、現在の判例・通説は、無権代理と偽造の基準は、代理関係の表示の有無という形式に求められ、無権限者による代理方式の手形行為が無権代理であり、無権限者による代行方式の手形行為が偽造であると解している。
- (21) 大判大正12年3月14日民集2巻103頁(偽造者に対する不法行為に基づく損害賠償請求の事案であるが、偽造者が手形上の責任を負わないことを前提としていると評価される)、大阪高判昭和40年11月26日金法430号9頁、大阪地判昭和45年7月20日金判228号8頁。鳥賀陽然良『手形法』(1934年・弘文堂)52頁、大濱信泉『手形及小切手法上』(1934年・巖松堂書店)153頁、薬師寺=本間・前掲注(6)1248頁〔薬師寺執筆〕、水口吉蔵『手形法論第1巻』(1937年・文雅堂)562頁、升本喜兵衛『手形小切手法論』(1941年・巖松堂書店)334頁、田中耕太郎『手形法小切手法概論』(1935年・有斐閣)204頁、田中誠二『手形・小切手法詳論上巻』(1968年・勁草書房)194~195頁、布村重成『判批』民事研修210号(1974年)26頁、石井=鴻・前掲注(5)110~111頁、木内宜彦ほか『シンポジューム手形・小切手法』(1979年・青林書院新社、復刻版・2007年・新青出版)81頁〔倉沢康一郎コメント〕、納富義光「手形の偽造および変造」「手形法の諸問題」(1980年・有斐閣)68~71頁、塩田親文「判批」「手形・小切手判例研究」(1982年・成文堂)155~160頁、高島正夫『手形法小切手法〔改訂版〕』(1983年・慶應通信)63頁、大塚龍児「有価証券

手形行為の無権代理人の責任

の偽造・変造』竹内昭夫=龍田節編『現代企業法講座5有価証券』(1985年・東京大学出版会)215頁、黄清渓「判批」倉澤康一郎教授還暦記念論文集『商法の判例と論理』(1994年・日本評論社)369~376頁、小橋・前掲注(15)104頁、宮島・前掲注(11)61頁など。

- (22) 伊澤孝平「手形の偽造及び変造」法学6卷5号(1937年)47~50頁、同「無権限代署者の手形上の責任」民商法雑誌39卷1=2=3号(1955年)281頁、竹田・前掲注(5)33頁、星川長七「判批」法律のひろば27卷12号(1974年)74頁、吉井溥「判批」金融商事判例445号(1975年)4~5頁、鴻常夫「判批」商法の判例〔第3版〕(ジュリスト増刊)(1977年・有斐閣)161頁、塚本和彦「手形偽造者の手形上の責任について」法と政治29卷1号(1978年)22頁、木内ほか・前掲注(21)85頁〔田辺光政コメント〕、長谷川雄一『手形法理の研究』(1987年・成文堂)132頁、服部育生「手形法における手形偽造の取扱い」名古屋大学法学論集137号(1991年)218頁、庄政志「手形偽造者の責任」成城法学40号(1992年)17~18頁、丸山秀平『手形法小切手法概論』(1995年・中央経済社)61頁、鈴木千佳子「偽造者の責任」前掲注(5)『現代手形小切手法講座第2巻』244~245頁、川村正幸『手形・小切手法〔第3版〕』(2005年・新世社)93頁、弥永・前掲注(2)100頁など。現行手形法制定前に民法117条の類推適用を主張するものとして、山尾時三『手形の偽造及び変造』『手形法研究』(1935年・岩波書店)151~153頁。
- (23) 偽造者は被偽造者の名称を自己を表示する名称として使用したと考えられるから、偽造者は自ら手形行為をした者として手形上の責任を負うと解する見解もある(偽造者行為説:大隅健一郎「手形行為者の名称」「商法の諸問題」(1971年・有信堂)360~361頁、鈴木竹雄「手形の偽造・変造」伊澤孝平先生還暦記念『判例手形法小切手法』(1966年・商事法務研究会)128頁、蓮井良憲「手形の偽造」前掲注(4)『手形法・小切手法講座1総論』249頁、服部栄三『手形・小切手法〔改訂版〕』(1971年・商事法務研究会)86頁、庄子・前掲注(8)11~13頁など。基本的には偽造者行為説をとりつつ、手形法8条類推適用説を補充的に用いる見解として、平出・前掲注(4)207~210頁、同『判批』判例評論270号(1981年)183~184頁)。しかし、偽造者は、被偽造者の手形行為であるかのように見せかけることによって、被偽造者に手形上の責任を押しつけ、自らは手形上の責任を免れようとしているのであるから、偽造者自身の手形行為とみることは偽造者の意思を全く無視するものである。しかも、この見解によれば、偽造ということ自体がありえなくなる。また、手形法7条は「偽造ノ署名」を「署名者若ハ其ノ本人ニ義務ヲ負ハシムルコトヲ能ハザル署名」として挙げているが、偽造者行為説によれば偽造者がまさに署名者であるから、7条と明らかに矛盾する。

その他、偽造者の責任の根拠を禁反言の原則に求める見解もある(小松俊雄「手

手形行為の無権代理人の責任

形の偽造についての若干の考察』法律論叢 44 卷 1 号（1970 年）92 頁、石田榮一「他人名義の手形行為」田中誠二先生米寿記念論文『現代商事法の重要問題』（1984 年・経済法令研究会）484～486 頁）。しかし、偽造者は自らが手形上の責任を負うかのような表示をしているわけではない。

- (24) 反対、庄子・前掲注(8)19～20 頁。
- (25) 大隅・前掲注(23)360 頁、前田・前掲注(3)92 頁。伊澤・前掲注(6)171 頁は、「手形上に署名せざる者は、手形上の責任を負ふことなしとの原則は、正常なる手形取引に就いて行はれる原則であって、例外的なる偽造・変造の場合に、しかも何等保護に値しない偽造者・変造者をして、この原則を利用せしむることが果して正当なりやは疑はしい」と述べる。
- (26) 鈴木・前掲注(23)128 頁。
- (27) 手形に署名のない者が手形上の責任を負う場合として、署名が変造された場合には変造前の署名者は原文言に従って責任を負う（手 69 条）ことが指摘される（伊澤・前掲注(22)民商法雑誌 39 卷 1=2=3 号 278 頁）。しかし、変造前の署名者の手形上の責任は、変造前に有効な署名（手形行為）をしていることを根拠とするため、偽造者の手形上の責任に援用することは妥当ではない。
- (28) 後藤・前掲注(3)1 頁以下、木内宜彦「手形署名と手形当事者の決定」『手形抗弁の理論』（1995 年・新青出版）333 頁以下、同「判批」『手形判例の理論』（1999 年・新青出版）56～64 頁、木内ほか・前掲注(21)82 頁〔木内コメント〕、倉沢ほか・前掲注(5)98 頁〔岩崎稜執筆〕。今泉邦子「手形の偽造者の責任」法学研究（慶應義塾大学）69 卷 1 号（1996 年）490 頁も、「手形行為者とは手形行為の内容を決定した者である」と解する。高窪利一『現代手形・小切手法〔改訂版〕』（1989 年・経済法令研究会）163 頁・170 頁は、手形法 8 条に規定する無権代理人の責任の法的性質は、手形であることを認識して自ら署名したことによる行為責任（無権限で他人の名称を利用して署名した者の行為責任）であると解して、偽造者も手形法 8 条により責任を負うとする。
- (29) もっとも、手形行為によらずに手形上の責任が生ずると考えられる場合がないわけではない。すなわち、為替手形に引受の記載をした支払人が手形の返還前に引受の記載を抹消したときは、引受を拒絶したものとみなされるところ（手 29 条 1 項）、支払人が書面をもって所持人または手形の署名者に引受の通知をしたときは、これらの者に対して引受の文言に従って責任を負うとされている（同 2 項）。ここでいう「引受の文言」とは「引受通知の文言」を意味するとすれば、支払人の手形行為によらずに手形上の責任が生ずることになる（伊澤・前掲注(6)420 頁、高田源清「為替手形の引受と小切手の支払保証」鈴木竹雄＝大隅健一郎編『手形法・小切手法講座 4 支払』（1965 年・有斐閣）22 頁、田中誠二『手形・小切手法詳論下巻』（1968 年・

手形行為の無権代理人の責任

勁草書房) 745 頁)。しかし、いったん引受の署名がなされたことを前提としている以上、手形上の署名に基づかない責任と位置づけることはできない。引受通知を受けた手形所持人及びその他の手形署名者に対する関係では、引受が抹消されなかつたものとして扱われ、支払人は「引受の抹消前の文言」に従って責任を負うと解すべきである(納富・前掲注(6)362 頁は、「この場合の支払人の責任の基礎は、単に書面による通知の中に存するのではなく、一たん手形上になされ、後に有効に抹消せられた引受の表示と、書面による通知との結合の中に存する」と解する)。

- (30) 木内ほか・前掲注(21)81 頁【倉沢康一郎コメント】。
- (31) 倉沢康一郎『手形判例の基礎』(1990 年・日本評論社) 51 頁。
- (32) 木内ほか・前掲注(21)81 頁【倉沢康一郎コメント】。この点につき、現在の判例・通説は、無権代理と偽造の構造的な類似性に鑑みれば、両者の効果に極端な差異を認めることは手形取引の安全を害するおそれがあるとして、偽造の場合であっても、被偽造者による追認が認められ(最判昭和 41 年 7 月 1 日判時 459 号 74 頁)、また表見代理の規定が類推適用される場合がある(最判昭和 43 年 12 月 24 日民集 22 卷 13 号 3382 頁)と解しているため、偽造をめぐる関係者の利害調整は専ら無権代理に準じて手形上の法律関係によって解決することが論理の一貫性に資する。
- (33) 竹田・前掲注(5)33 頁、蓮井・前掲注(23)249 頁など。
- (34) 高田晴仁「手形偽造と表見代理」法学教室 233 号(2000 年) 41 頁。